

第3回
横手市上下水道事業経営協議会

YOKOTE
CITY

令和8年8月31日

横手市上下水道事業経営協議会

【×毛】

1. これまでの開催経過と本日の議事案件

第1回（7月9日）

経営協議会の役割
上下水道事業の概要及び課題への取り組み

- ・横手市経営協議会について
- ・横手市上下水道事業の概要について
- ・水道事業の経営状況について

第2回（7月29日）

水道料金の現状確認
料金改定の是非 → 決定
算定期間の考え方

- ・水道事業の現状と水需要の見通し
- ・水道事業の財政収支の見通し
- ・水道料金水準を検討する必要性
- ・料金算定の考え方・料金の算定期間の考え方

第3回（8月31日）

算定期間の設定 → 採決

- ・財政シミュレーションにより算定期間の設定

総括原価（料金水準）の算定 → 採決

- ・算定期間における料金水準の算定

料金体系の考え方

- ・総括原価の料金への配分を実施し、新料金体系の検討を行う

- ・総括原価を算定し、シミュレーションすることで算定期間を設定
- ・算定期間における料金水準の算定を行い適正な料金について審議
- ・料金配分の検討
- ・料金体系の考え方

2. 水道料金と算定の仕組み

2-1 独立採算制の原則

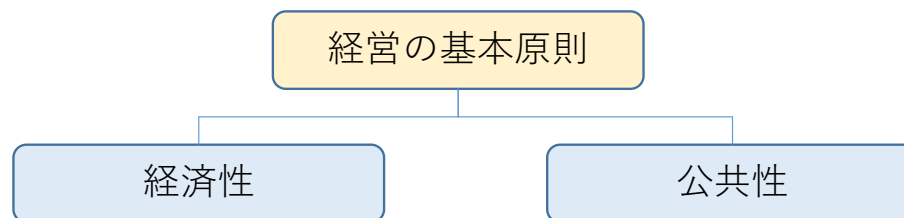
- ・「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、～(略)～ 当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」（地方公営企業法第17条の2第2項）



- ・水道事業は、税金によらず、使用水量に応じて水道使用者に支払ってもらう料金収入などの収入によって運営されなければならないというもの

2-2 経営の基本原則

- ・「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」（地方公営企業法第3条）



2. 水道料金と算定の仕組み

2-3 水道料金算定の考え方（前回資料より）

1. 水道料金体系の原則

水道料金は、水道事業者が行う給水サービス（水道水の供給）の対価として水道使用者が負担
水道料金は、「公正妥当」であることが求められ、かつ、能率的な経営の下における水道水の供給に要する
「適正な原価」（総括原価）を基準に決定される必要がある。
※水道料金水準の算定は、「関係法令（地方公営企業法・水道法）」・「水道料金算定要領」に基づき行う。

2. 水道料金の算定方法

水道料金の算定方法は、「総括原価方式」により行う。
料金算定期間における総括原価（営業費用および資本費用）を賄える水準で、料金収入総額を設定する方法のこと。
減価償却費や資産維持費を含めて原価を算定するため、各期間における公平性や将来の水道施設の更新に必要な財源を確保できる。

■水道料金算定要領

水道料金の全国的な算定基準・水道料金を設定する際の指針で、（公社）日本水道協会が作成したもの。

■資金収支方式

総括原価方式のほかに、「資金収支方式」がある。

これは、現金収支を積み上げ、その収支を料金算定期間においてバランスさせる観点で料金を設定する方式のこと。

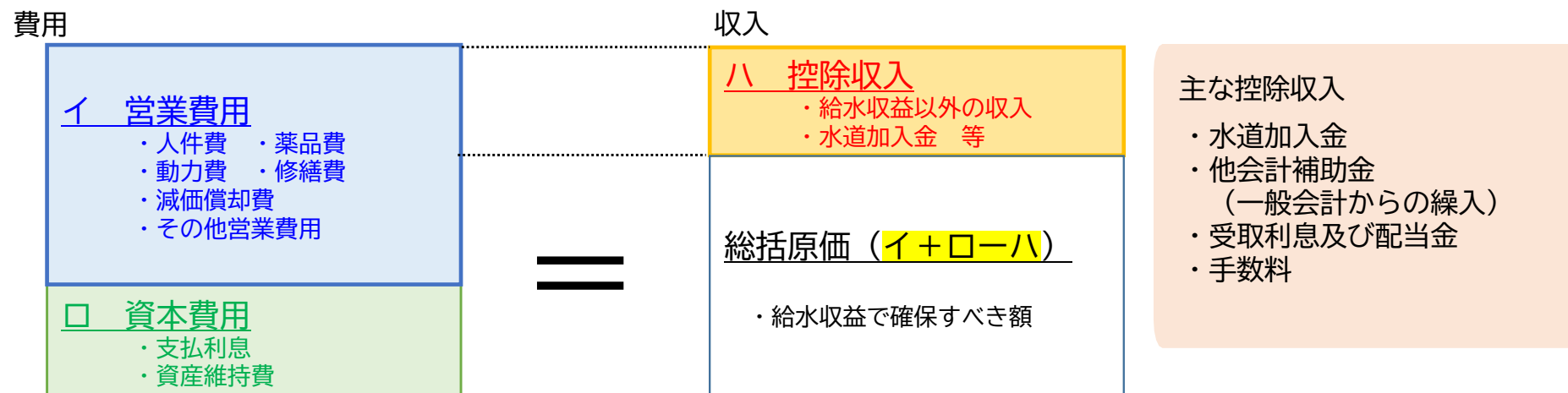
3. 総括原価（料金水準）について

3-1 総括原価とは

総括原価

料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。（水道法施行規則第12条第1号）

- イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
- ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額
- ハ 収益の額から給水収益を控除した額



3. 総括原価（料金水準）について

3-2 総括原価の構成要素

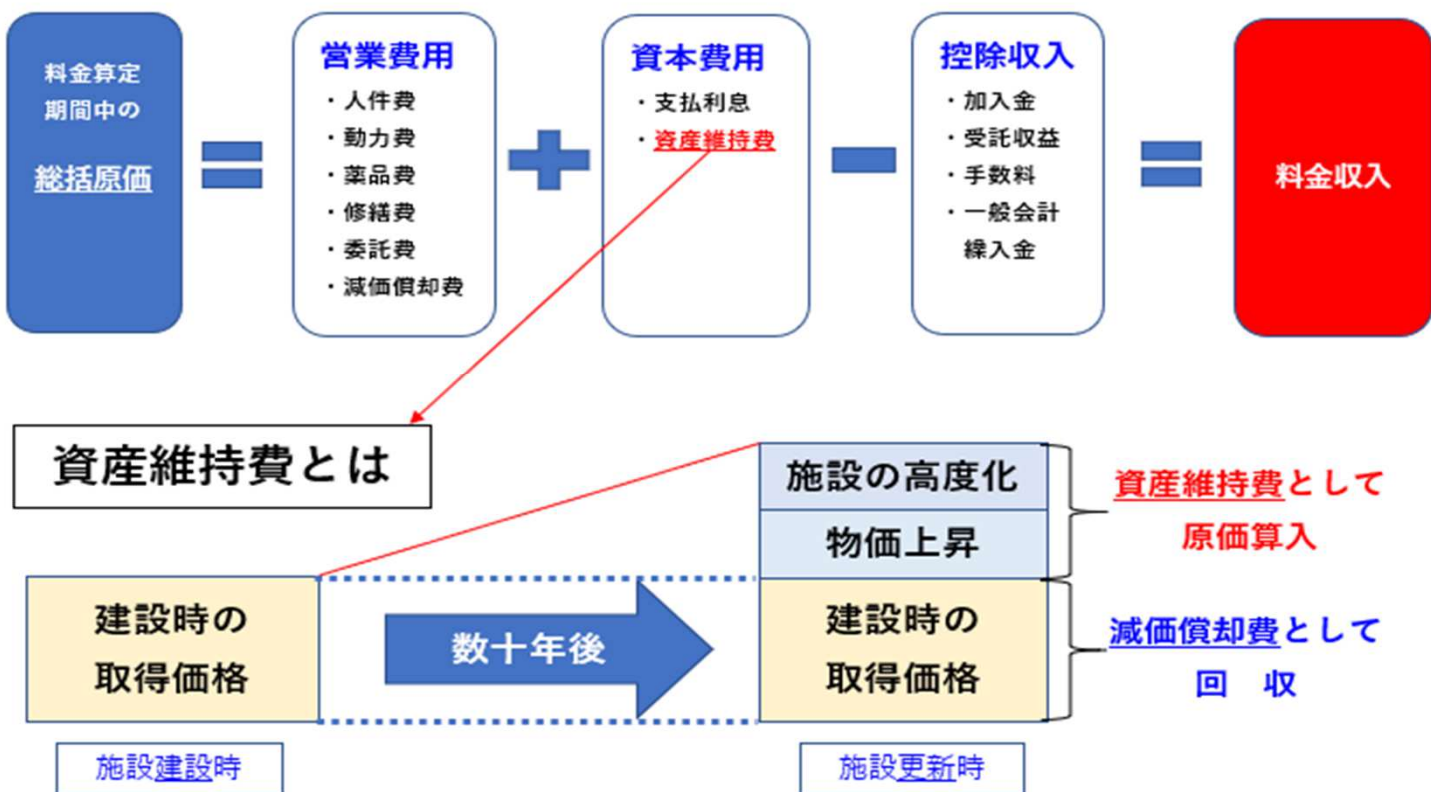
費用種別		説 明	賃金変動 (※)	物価変動 (※)
イ 営業 費用	人 件 費	主に営業活動に従事する職員に対する給料、諸手当、法定福利費、賞与引当金	●	
	動 力 費	浄水・配水施設の稼働のために必要になる動力（電気）に係る費用		●
	修 繕 費	資産の維持修繕に要する工事費等の費用		●
	委 託 料	水質検査、施設の保守管理等を外部の企業等に業務委託を行うための費用		●
	薬 品 費	原水の沈でんや浄水の滅菌に要する費用		●
	減価償却費等	資産の購入額を耐用年数に応じて分割して計上する費用（除却資産の減耗費を含む）		
	その他維持管理費	負担金など上記に分類されないその他費用		●
ロ 資本 費用	支払利息	企業債などの借入金に対する利息		
	資産維持費	水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額 （0～3%の範囲で算定）		
ハ 控除項目		預金利息、水道加入金、一般会計補助金、長期前受金戻入など水道料金以外の収益の額		
総括原価 （＝イ＋ロ－ハ）		営業費用及び資本費用の合計から控除項目を減じた額		

※ 賃金、物価の変動率は「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年1月22日 内閣府）を採用した。

3. 総括原価（料金水準）について

3-3 総括原価による料金収入（水道料金）の考え方（前回資料より）

【水道法施行規則第12条・水道料金算定要領（日本水道協会）】



3. 総括原価（料金水準）について

3-4 資産維持費の算出方法

(1) 資産維持費とは

水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額

資産維持費が原価算入されない

資産維持費が適切に原価算入されない、将来の水道施設の更新等に必要な財源が内部留保されず、安定的な財政運営に支障が生じ、安全・安心な水道水の供給サービスができなくなる

(2) 資産維持費の算出方法

資産維持費

=

対象資産

×

資産維持率

更新等の原資として
年間積立する額

料金算定期間におけ
る償却資産平均残高

今後の更新・再構築を円滑に
推進し、永続的な給水サービ
スの提供を確保できる水準

資産維持率について

各水道事業者において策定する中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし、水道施設の計画的な更新等の原資が十分に確保出来るかという観点から検討する必要がある。

(3) 水道料金における資産維持率の考え方

資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準とし、各水道事業者の中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし適正な水準となるよう決定するものとする。

【参考資料】日本水道協会「水道料金算定要領」(R7.2)

4. 算定期間の検討

4-1 算定期間の必要性とメリット・デメリット（前回資料に一部追記）

- ・ 料金算定の基礎となる原価を集計する期間（「料金算定期間」）を設定する必要がある。
- ・ 料金算定期間は算定時からおおむね3年から5年を基準に設定するとされている。
（水道料金算定要領、施行規則12条③）

算定期間	短い場合	長い場合
メリット	・ 原価予測の不確実性が低くなる ・ 一度の改定幅は小さい	・ 水道料金が一定期間安定する ・ 水道事業計画の見直しを5年毎としているため料金水準の検証を同時に行える
デメリット	・ 水道料金が頻繁に変更になる ・ 事業計画変更と料金水準検証を同時に行うことができない	・ 原価予測の不確実性が高くなる ・ 一度の改定幅が大きい

■ 原価予測の不確実性とは
将来かかる製品やサービスの費用（原価）を予測して設定した値が実際かかる値から離れる可能性

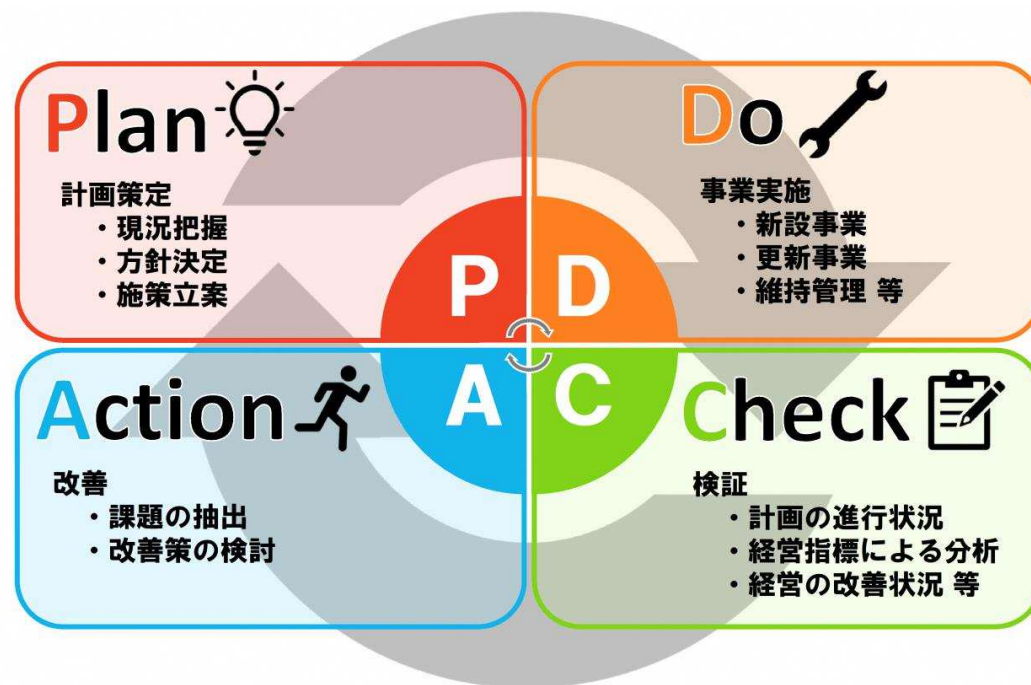
4. 算定期間の検討

4-2 【参考】経営戦略における事業計画の見直し

毎年度の決算値が公表された後、経営戦略の財政計画との乖離状況を踏まえ、PDCAサイクルによる進捗管理を行う。**経営戦略においては、事業計画の改定のサイクルに合わせて5年毎の見直しを実施する**が、事業計画などに大幅な変更の必要が生じた際には、内容の整合を検証し、必要に応じて更新を行う。

また、料金水準についても事業計画・経営戦略の改定の際に併せて検討を行うものとする。

令和6年2月 横手市水道事業計画・経営戦略より(抜粋)



4. 算定期間の検討

- ・ 料金算定期間を3年、4年、5年のいずれかとする
- ・ 資産維持率の割合により、料金の改定率は変動する

4-3 総括原価（料金水準）の試算

（単位：万円）

項 目	R9	R10	R11	R12	R13	3年(R9～11)	4年(R9～12)	5年(R9～13)
営業費用 イ	162,452	162,456	173,932	174,339	176,552	498,840	673,179	849,731
人件費	18,160	18,422	18,671	18,904	19,124	55,253	74,157	93,281
動力費	14,298	14,167	14,067	13,968	13,911	42,532	56,500	70,411
修繕費	7,732	6,137	5,948	5,926	6,494	19,817	25,743	32,237
委託料	21,183	21,276	21,369	21,465	21,561	63,828	85,293	106,854
薬品費	4,004	3,990	3,985	3,979	3,985	11,979	15,958	19,943
減価償却費等	90,423	91,781	103,179	103,352	104,702	285,383	388,735	493,437
その他維持管理費	6,652	6,683	6,713	6,745	6,775	20,048	26,793	33,568
資本費用 ロ								
支払利息	12,222	14,380	14,746	15,642	16,517	41,348	56,990	73,507
資産維持費	資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率（0～3％）で求める							
控除項目 ハ	21,566	21,612	24,322	23,783	24,057	67,500	91,283	115,340
総括原価 （＝イ＋ロ－ハ）	資産維持費の資産維持率により総括原価は異なる							

4. 算定期間の検討

4-4 算定期間サイクル別の試算

・資産維持率は0%で算定

(単位：万円)

算定期間（3年）	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
水道料金体系（現行）	430,857			416,009			401,851			
総括原価（資産維持率 0%）	472,688			506,392			527,633			
平均改定率（目安）	9.71%			21.73%			31.30%			
算定期間（4年）	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17～R20	
水道料金体系（現行）	570,980				545,112				520,175	
総括原価（資産維持率 0%）	638,886				692,436				705,639	
平均改定率（目安）	11.89%				27.03%				35.65%	
算定期間（5年）	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
水道料金体系（現行）	709,887					669,529				
総括原価（資産維持率 0%）	807,898					874,503				
平均改定率（目安）	13.81%					30.61%				

5. 総括原価（料金水準）の算定

5-1 資産維持費の対象資産

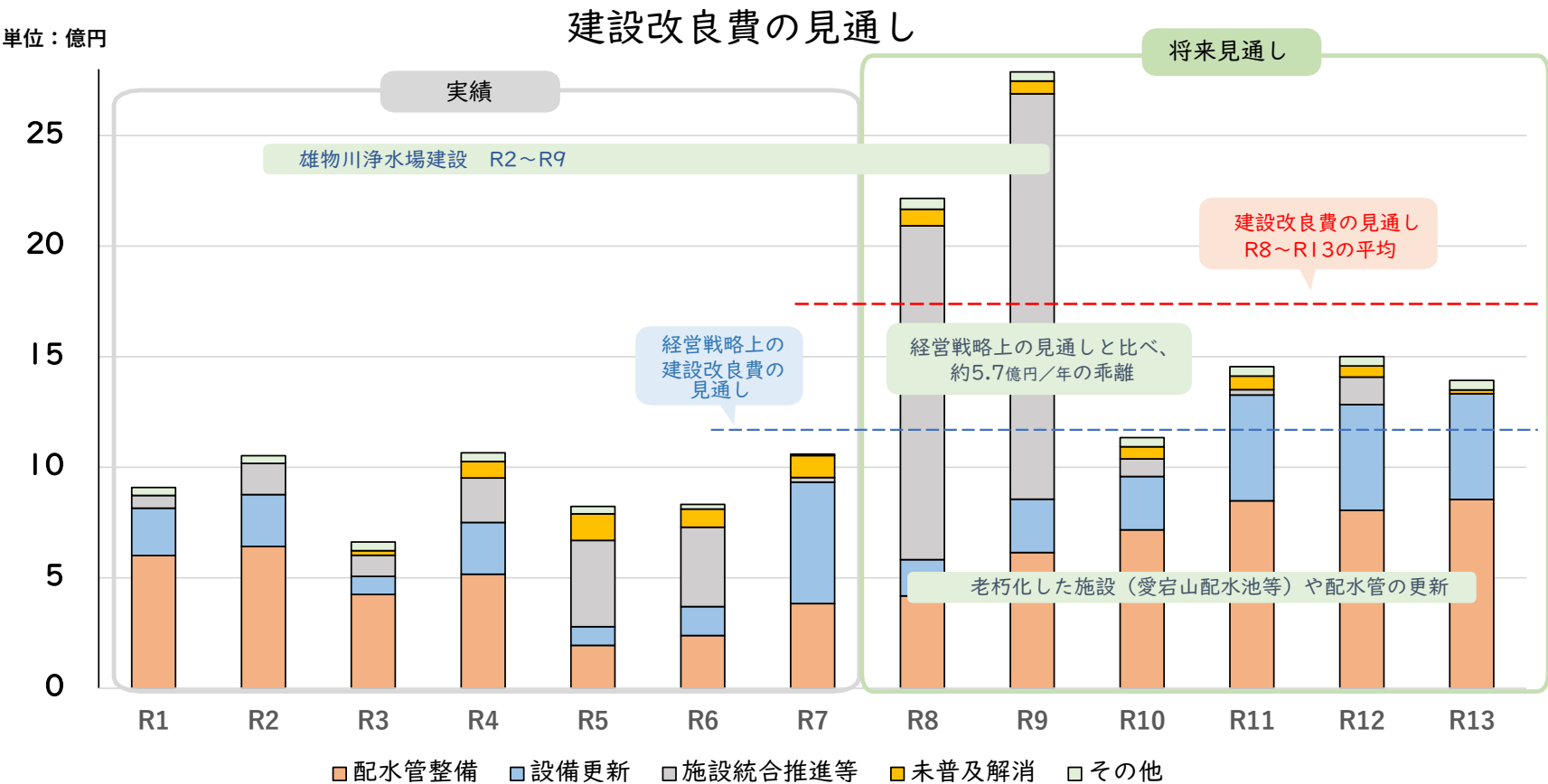
- ・資産維持費算定の基礎数値となる対象資産の帳簿価額
- ・算定見込期間（R 9～R 13）における対象資産の**平均値**により算定
- ・資産維持費は、以下の算定方法により「総括原価シミュレーション」を行う

【算定方法】
資産維持費
=
**対象資産
(帳簿価格)**
×
資産維持率
×
算定年数

施設部門		帳簿価額	説 明
原水浄水施設		351,436万円	貯水池、原水導水管、取水管、浄水場、さく井ポンプ所及び配水池に至る送水管原水の貯留、取水、送水、浄水及び浄水の送水に必要な施設並びにこれと一体的な関係施設
配水給水施設		1,894,733万円	各使用者に対し、浄水を供給するために必要な配水池増圧ポンプ配水等の各施設及びこれと一体的な関係施設であって他の部門に属さないもの
一般管理部門	検針・集金関係施設	0円	量水器の検針、料金の徴収に従事する職員の事務所等の施設（横手市は、料金徴収業務を民間委託しているため該当資産は無し）
	量水器関係施設	5,047万円	量水器及び保管倉庫棟の施設
	その他管理業務施設	3,105万円	一般管理部門の事務所等の施設
合 計		2,254,321万円	

5. 総括原価（料金水準）の算定

5-2 建設改良費の見通し（前回資料より）



5. 総括原価（料金水準）の算定

・料金算定期間を3年とし、資産維持率を0%～3%とした場合の料金改定率を算出したシミュレーション

・料金改定率の算出方法（総括原価÷水道料金－1）×100

5-3-1 総括原価のシミュレーション 3年

（単位：万円）

算定期間 3年 (R9～R11)		資産維持率 0%	資産維持率 0.5%	資産維持率 1%	資産維持率 1.5%	資産維持率 2%	資産維持率 2.5%	資産維持率 3%
水道料金（改定前）		430,857（共通）						
総括 原価	営業費用・・・（イ）	498,840（共通）						
	資本費用・・・（ロ）	41,348	75,163	108,978	142,792	176,607	210,422	244,237
	（ロ）のうち資産維持費 （対象資産×資産維持率）	0	33,815	67,630	101,444	135,259	169,074	202,889
	控除項目・・・（ハ）	67,500（共通）						
	合 計（イ+ロ-ハ）	472,688	506,503	540,318	574,132	607,947	641,762	675,577
不 足 額		▲41,831	▲75,646	▲109,461	▲143,275	▲177,090	▲210,905	▲244,720
水道料金平均改定率		9.71%	17.56%	25.41%	33.25%	41.10%	48.95%	56.80%

・資産維持費算定の対象となる資産とは・・・
 【建物】浄水場など【構築物】配水管や送水管【機械・装置】電気設備やポンプ設備
 【車両運搬具】公用車や給水車【工具器具備品】水位計、給水タンクなど
 上記の償却資産のうち、償却未済分の資産となる

5. 総括原価（料金水準）の算定

・料金算定期間を4年とし、資産維持率を0%～3%とした場合の料金改定率を算出したシミュレーション

・料金改定率の算出方法（総括原価÷水道料金－1）×100

5-3-2 総括原価のシミュレーション 4年

（単位：万円）

算定期間 4年 (R9～R12)		資産維持率 0%	資産維持率 0.5%	資産維持率 1%	資産維持率 1.5%	資産維持率 2%	資産維持率 2.5%	資産維持率 3%
水道料金（改定前）		570,980（共通）						
総括 原価	営業費用・・・（イ）	673,179（共通）						
	資本費用・・・（ロ）	56,990	102,076	147,163	192,249	237,336	282,422	327,509
	（ロ）のうち資産維持費 （対象資産×資産維持率）	0	45,086	90,173	135,259	180,346	225,432	270,519
	控除項目・・・（ハ）	91,283（共通）						
	合 計（イ＋ロ－ハ）	638,886	683,972	729,059	774,145	819,232	864,318	909,405
不 足 額		▲67,906	▲112,992	▲158,079	▲203,165	▲248,252	▲293,338	▲338,425
水道料金平均改定率		11.89%	19.79%	27.69%	35.58%	43.48%	51.37%	59.27%

・資産維持費算定の対象となる資産とは・・・

【建物】浄水場など【構築物】配水管や送水管【機械・装置】電気設備やポンプ設備

【車両運搬具】公用車や給水車 【工具器具備品】水位計、給水タンクなど

上記の償却資産のうち、償却未済分の資産となる

5. 総括原価（料金水準）の算定

・料金算定期間を5年とし、資産維持率を0%～3%とした場合の料金改定率を算出したシミュレーション

・料金改定率の算出方法（総括原価÷水道料金－1）×100

5-3-3 総括原価のシミュレーション 5年

（単位：万円）

算定期間 5年 (R9～R13)		資産維持率 0%	資産維持率 0.5%	資産維持率 1%	資産維持率 1.5%	資産維持率 2%	資産維持率 2.5%	資産維持率 3%
水道料金（改定前）		709,887（共通）						
総括 原価	営業費用・・・（イ）	849,731（共通）						
	資本費用・・・（ロ）	73,507	129,865	186,223	242,581	298,939	355,297	411,655
	（ロ）のうち資産維持費 （対象資産×資産維持率）	0	56,358	112,716	169,074	225,432	281,790	338,148
	控除項目・・・（ハ）	115,340（共通）						
	合 計（イ＋ロ－ハ）	807,898	864,256	920,614	976,972	1,033,330	1,089,688	1,146,046
不 足 額		▲98,011	▲154,369	▲210,727	▲267,085	▲323,443	▲379,801	▲436,159
水道料金平均改定率		13.81%	21.75%	29.68%	37.62%	45.56%	53.50%	61.44%

・資産維持費算定の対象となる資産とは・・・

【建物】浄水場など【構築物】配水管や送水管【機械・装置】電気設備やポンプ設備

【車両運搬具】公用車や給水車【工具器具備品】水位計、給水タンクなど

上記の償却資産のうち、償却未済分の資産となる

5. 総括原価（料金水準）の算定

5-3-4 総括原価のシミュレーション まとめ

	資産維持率 0 %	資産維持率 0.5 %	資産維持率 1 %	資産維持率 1.5 %	資産維持率 2 %	資産維持率 2.5 %	資産維持率 3 %
算定期間 3 年	9.71%	17.56%	25.41%	33.25%	41.10%	48.95%	56.80%
算定期間 4 年	11.89%	19.79%	27.69%	35.58%	43.48%	51.37%	59.27%
算定期間 5 年	13.81%	21.75%	29.68%	37.62%	45.56%	53.50%	61.44%

- ・ 水道事業の経営状況は年々厳しくなる傾向にあるため、算定期間が長くなるほど料金の平均改定率が増加する傾向が見られる。
- ・ 短い算定期間で料金改定を行うデメリットとしては、短期間でさらなる改定を検討する必要に迫られる可能性が高いことが挙げられる。
- ・ 算定期間が長い場合、経営は一定期間安定するが、総括原価の予測においては不確実性が高くなる。
- ・ 算定期間を5年とした場合、水道事業経営戦略の見直し周期と足並みを揃えることができるメリットがある。

6. 財政目標の指標

6-1 料金改定判断となる指標（前回資料より）

指標	基準	説明	設定の目的
①収益的収支	黒字であること	—	独立採算制として運営していく中で黒字であること。赤字により内部留保が減少すると、設備等投資が制限される。
②内部留保資金	10億円を下回らないこと	確保すべき標準的な内部留保資金残高は、今後の物価高等の情勢を見込んで10億円、最低限確保すべき内部留保資金残高を8.5億円とする。	過去5年（R3～R7）の日別の普通預金残高の最高値と最低値の差額が8.5億（最高12.5億－最低4.0億）で、当該残高が企業内部に無いと外部から一時借入等に頼るほかないことになる。そうした状況が継続されると、資金コストの割合が増え、サービスの供給に影響を及ぼす。
③料金回収率	100%以上	料金回収率＝供給単価÷給水原価×100 供給単価＝水1m ³ の売値 給水原価＝水1m ³ の製造費用 100%を下回ると「原価割れ」の状態	・100%を下回る状態が継続すると不安定な経営となる ・一部の国庫補助事業において料金回収率が100%以上であることを採択要件としているものがあり財源活用の選択肢が狭まる。
④企業債償還元金対給水収益比率	45.6%以下	給水収益に対する企業債償還元金の割合 直近の県内の市平均値45.6%を基準値とする。	・企業債元金償還金がどの程度経営の圧迫要因となっているかを示す。比率が小さいほど良い。横手市は長年に渡って県内の市平均値を上回っている状況が続いている。

6. 財政目標の指標

6-2-1 料金改定判断となる指標 3年

指標の目安

○・・・指標をクリア

△・・・指標① 黒字額5000万円以内

指標② 100%以上105%以内

指標④ 比率40%台

×・・・指標以下

平均改定率 (資産維持率)	指標① 収益的収支 黒字であること		指標② 料金回収率 100%以上		指標③ 内部留保資金 10億円以上		指標④ 企業債償還元金 対給水収益比率 45.6%以下	
現 行 (改定なし)	▲ 2億2,552万円	×	84.17%	×	14.5億円	○	46.9%	×
9.71% (資産維持率 0%)	▲ 6,793万円	×	93.53%	×	16.1億円	○	42.2%	△
17.56% (資産維持率 0.5%)	4,478万円	△	100.22%	△	17.2億円	○	39.4%	○
25.41% (資産維持率 1.0%)	1億5,750万円	○	106.91%	○	18.3億円	○	36.9%	○
33.25% (資産維持率 1.5%)	2億7,021万円	○	113.60%	○	19.5億円	○	34.8%	○
41.10% (資産維持率 2.0%)	3億8,293万円	○	120.29%	○	20.6億円	○	32.8%	○
48.95% (資産維持率 2.5%)	4億9,565万円	○	126.98%	○	21.7億円	○	31.1%	○
56.80% (資産維持率 3.0%)	6億 836万円	○	133.67%	○	22.8億円	○	29.6%	○

※ 算定期間最終年度 (R11) の決算見込

6. 財政目標の指標

6-2-2 料金改定判断となる指標 4年

指標の目安

○・・・指標をクリア

△・・・指標① 黒字額5000万円以内

指標② 100%以上105%以内

指標④ 比率40%台

×・・・指標以下

平均改定率 (資産維持率)	指標① 収益的収支 黒字であること		指標② 料金回収率 100%以上		指標③ 内部留保資金 10億円以上		指標④ 企業債償還元金 対給水収益比率 45.6%以下	
現 行 (改定なし)	▲ 2億6,074万円	×	82.37%	×	12.8億円	○	48.0%	×
11.89% (資産維持率 0%)	▲ 6,476万円	×	93.89%	×	14.8億円	○	42.1%	△
19.79% (資産維持率 0.5%)	4,795万円	△	100.51%	△	15.9億円	○	39.4%	○
27.69% (資産維持率 1.0%)	1億6,067万円	○	107.14%	○	17.0億円	○	36.9%	○
35.58% (資産維持率 1.5%)	2億7,338万円	○	113.76%	○	18.2億円	○	34.8%	○
43.48% (資産維持率 2.0%)	3億8,610万円	○	120.39%	○	19.3億円	○	32.9%	○
51.37% (資産維持率 2.5%)	4億9,881万円	○	127.01%	○	20.4億円	○	31.1%	○
59.27% (資産維持率 3.0%)	6億1,153万円	○	133.64%	○	21.5億円	○	29.6%	○

※ 算定期間最終年度 (R12) の決算見込

6. 財政目標の指標

6-2-3 料金改定判断となる指標 5年

指標の目安

○・・・指標をクリア

△・・・指標① 黒字額5000万円以内

指標② 100%以上105%以内

指標④ 比率40%台

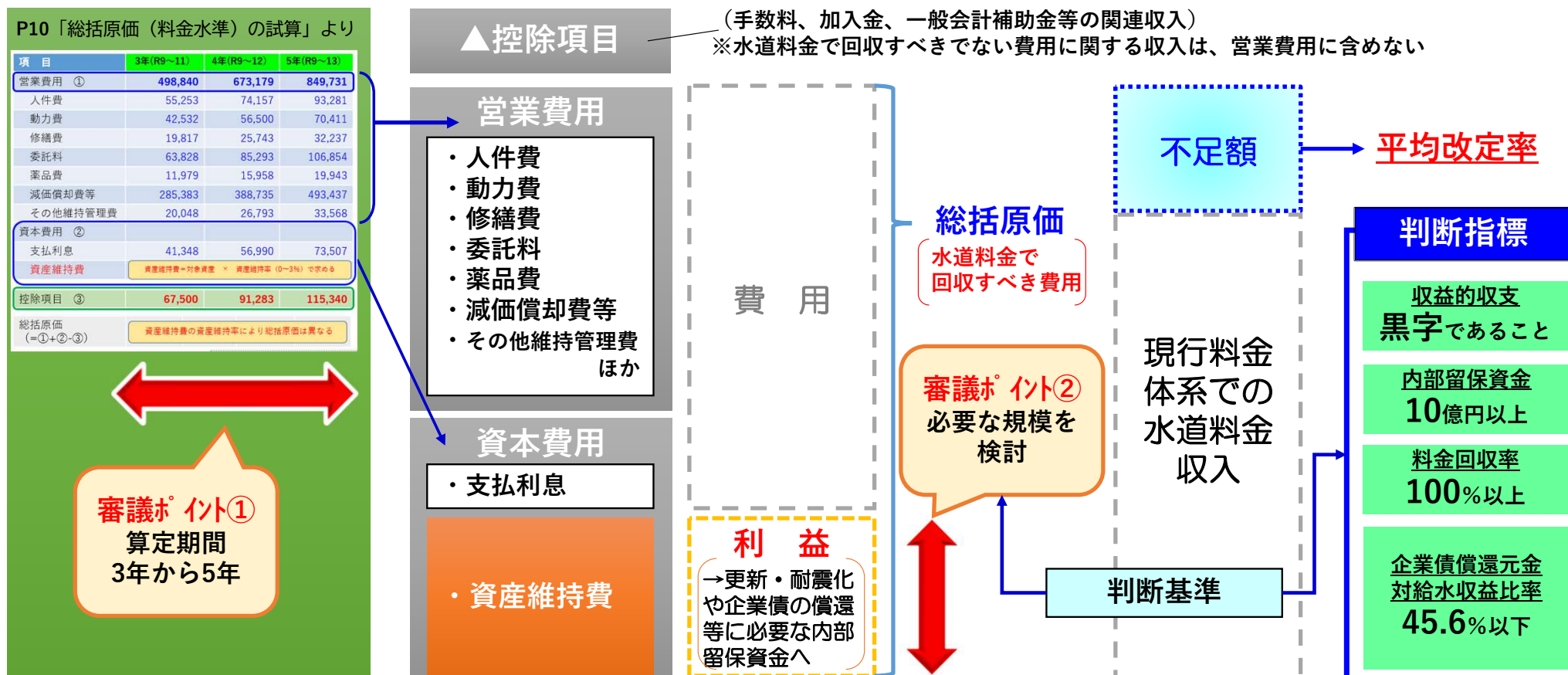
×・・・指標以下

平均改定率 (資産維持率)	指標① 収益的収支 黒字であること		指標② 料金回収率 100%以上		指標③ 内部留保資金 10億円以上		指標④ 企業債償還元金 対給水収益比率 45.6%以下	
現 行 (改定なし)	▲ 3億 105万円	×	80.19%	×	11.6億円	○	48.5%	×
13.81% (資産維持率 0%)	▲ 7,432万円	×	93.28%	×	13.8億円	○	41.7%	△
21.75% (資産維持率 0.5%)	3,838万円	△	99.78%	×	15.0億円	○	39.0%	○
29.68% (資産維持率 1.0%)	1億5,110万円	○	106.29%	○	16.1億円	○	36.6%	○
37.62% (資産維持率 1.5%)	2億6,382万円	○	112.80%	○	17.2億円	○	34.5%	○
45.56% (資産維持率 2.0%)	3億7,653万円	○	119.31%	○	18.4億円	○	32.6%	○
53.50% (資産維持率 2.5%)	4億8,925万円	○	125.81%	○	19.5億円	○	30.9%	○
61.44% (資産維持率 3.0%)	6億 196万円	○	132.32%	○	20.6億円	○	29.4%	○

※ 算定期間最終年度 (R13) の決算見込

6. 財政目標の指標

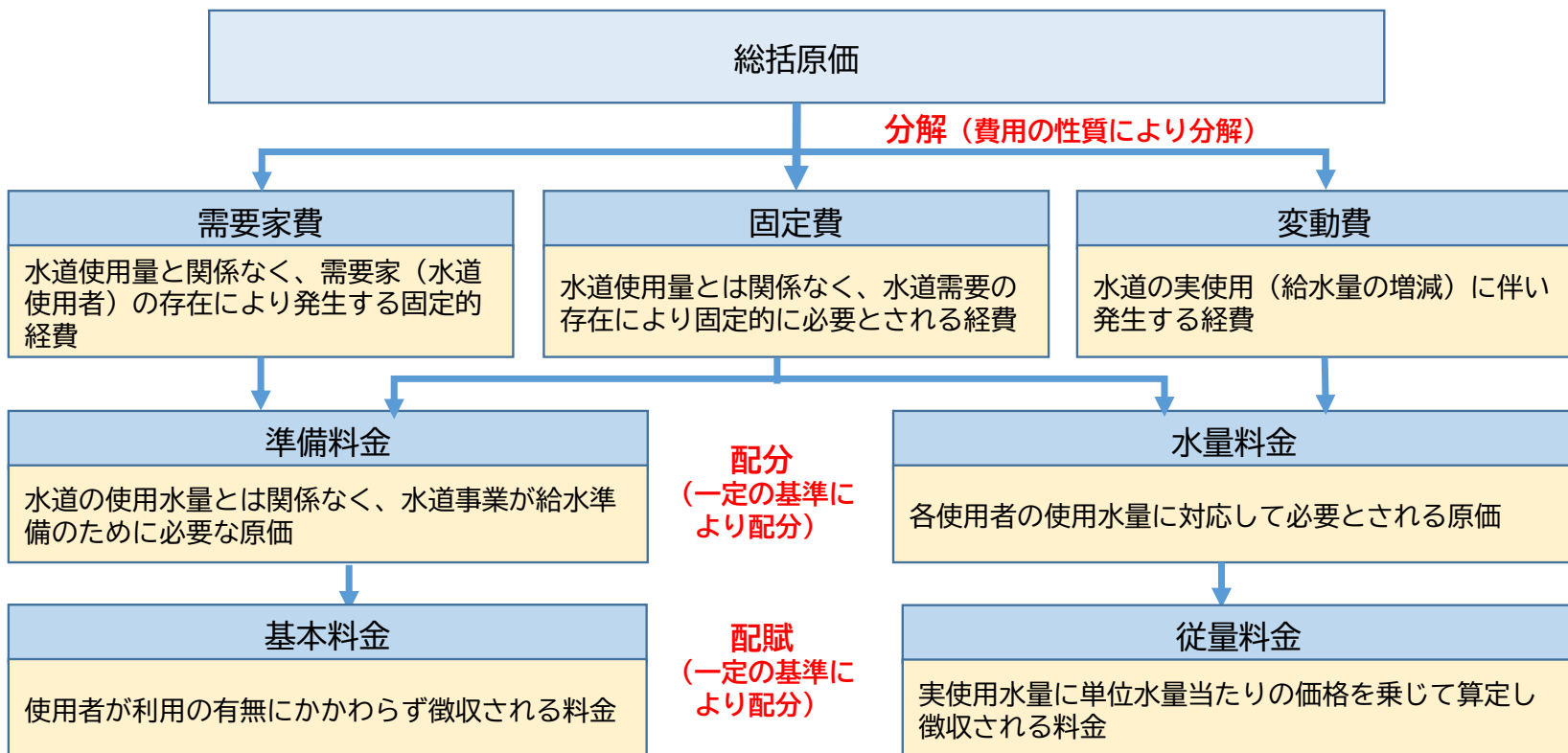
6-3 今回の説明した概要と審議のポイント



7. 水道料金体系の考え方

7-1 総括原価の内訳（その1）

総括原価は、需要家費、固定費及び変動費の三費目に**分解**し、準備料金及び水量料金に**配分**する。
そして各使用者群や使用水量（従量料金）に**配賦**する。



7. 水道料金体系の考え方

7-2 総括原価の内訳（その2）

	需要家費	固定費	変動費
人件費	検針・集金、量水器関係部門人件費	需要家費及び変動費以外の人件費	時間外勤務手当、特殊勤務手当 (給水量の増減に伴うものに限る。)
薬品費	—	—	全額
動力費	—	—	全額
修繕費	検針・集金、量水器関係部門修繕費	左記以外の修繕費全額	—
受水費	—	基本料金	使用料金
減価償却費	検針・集金、量水器関係部門減価償却費	左記以外の減価償却費全額	—
資産減耗費	検針・集金、量水器関係部門資産減耗費	左記以外の資産減耗費全額	—
支払利息	検針・集金、量水器関係部門支払利息	左記以外の支払利息全額	—
資産維持費	検針・集金、量水器関係部門資産維持費	左記以外の資産維持費全額	—

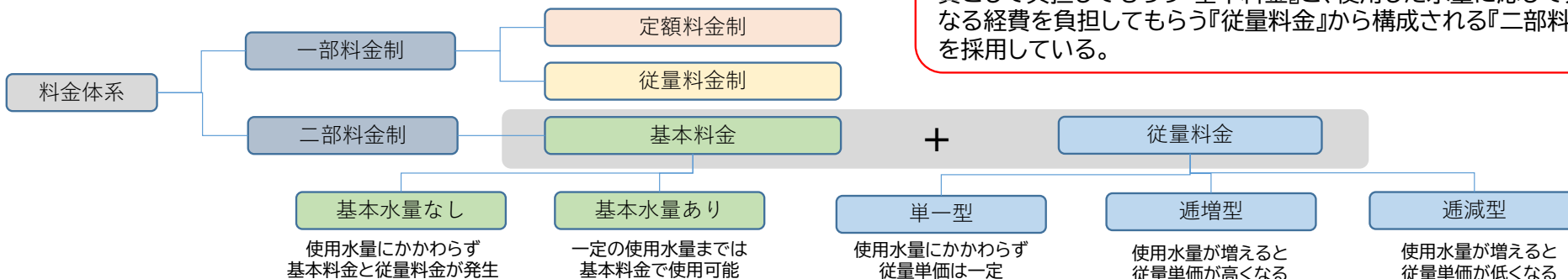
(注1)事業の実態に応じ上記基準を適宜修正できる。

(注2)上記以外の維持管理費は、上記を参考の上、事業の実態に応じて適宜分解する。

水道料金算定要領(令和7年2月:(公社)日本水道協会)を参照し作成

7. 水道料金体系の考え方

7-3 料金体系の種類

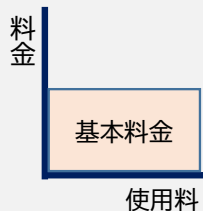


一般的に水道料金は、水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全で正常な水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費として負担してもらう『基本料金』と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう『従量料金』から構成される『二部料金制』を採用している。

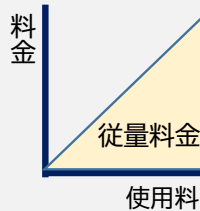
料金体系の種類

一部料金制

①定額料金制

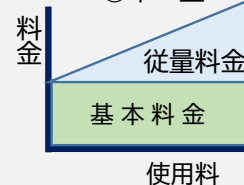


②従量料金制

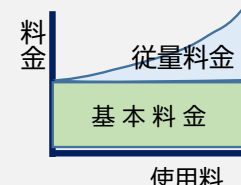


二部料金制

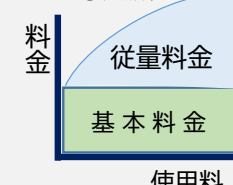
①単一型



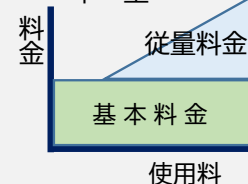
②逦増型



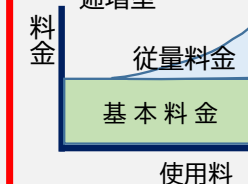
③逦減型



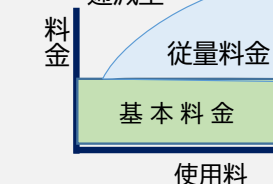
④基本水量付き単一型



⑤基本水量付き逦増型



⑥基本水量付き逦減型



横手市の料金体系

7. 水道料金体系の考え方

7-4 現在の水道料金体系（第1回資料より）

単位：円

口径	基本料金	従量料金 1～5m ³	従量料金 6～10m ³	従量料金 11～20m ³	従量料金 21～50m ³	従量料金 51m ³ ～
13ミリ	1,177	0	99	198	264	275
20ミリ	1,540	0	99	198	264	275
25ミリ	1,540	264	264	264	264	275
30ミリ	2,750	264	264	264	264	275
40ミリ	4,730	264	264	264	264	275
50ミリ	10,780	264	264	264	264	275
75ミリ	19,800	264	264	264	264	275
100ミリ	39,600	264	264	264	264	275
公立プール用	なし	132	132	132	132	132
臨時用	なし	473	473	473	473	473

- ・口径・・・各戸に接続されているメーターの口径
- ・基本料金・・・毎月かかる定額料金
- ・従量料金・・・使用水量に応じて加算される料金

【計算例】

13ミリのご家庭で月16m³使用した場合

基本料金 1,177円

従量料金 1～5m³ 0円

6～10m³ 99円×5m³=495円

11～16m³ 198円×6m³=1,188円

合 計 2,860円

8. 次回協議事項

第4回 協議事項

料金体系の設定 → 採決

- ・総括原価の料金への配分を実施し新たな料金体系の検討を行う

改定時期、その他意見・要望など

- ・改定時期の検討
- ・その他、協議会として意見・要望

- ・総括原価をどのように水道料金で回収するかの検討
- ・現行料金体系をどのように見直すかの検討

- ・料金改定時期など経営協議会としての意見・要望

【参考１】

○地方公営企業法（抜粋）

（昭和二十七年八月一日）
（法律第二百九十二号）

（経営の基本原則）

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

（料金）

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

（昭三〇法一七八・昭四一法一二〇・一部改正）

【参考2】

○水道法（抜粋）

（昭和三十二年六月十五日）
（法律第百七十七号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（昭五二法七三・平三〇法九二・一部改正）

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法一〇〇・平三〇法九二・令五法三六・一部改正）

【参考3】

○水道法施行規則（抜粋）

（昭和三十二年十二月十四日）
（厚生省令第四十五号）

（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を經營する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
 - ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
- 二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合に於ては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。
- 三 前号に規定する場合に於ては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。
- 四 第二号に規定する場合以外の場合に於ては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
- 五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

（平一一厚令一〇〇・追加、平一四厚労令四二・旧第十二条の二繰上・一部改正、令元厚労令五七・一部改正）